

Ⅱ 基本方針

会員及び協会は、国の「第13次労働災害防止計画」を基本として策定した「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」及び「建設業労働災害防止規程」に基づき、次の基本方針を定め、自主的な安全衛生管理活動を推進する。なお、「第8次計画」の目標達成に向け、平成30年度は建設業における死亡災害及び墜落・転落による死亡災害を、平成29年の発生件数に対して3%以上減少させ、建設業における休業4日以上死傷災害を平成29年の発生件数に対して1%以上減少させる。

- (1) 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」の周知徹底
- (2) 「建設業労働災害防止規程」の遵守
- (3) リスクアセスメントの確実な実施の推進
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入の促進
- (5) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
 - ① 墜落・転落災害防止対策 ② 建設機械・クレーン等災害防止対策 ③ 斜面崩壊災害防止対策
 - ④ 交通労働災害防止対策 ⑤ 石綿障害予防対策 ⑥ 粉じん障害防止対策 ⑦ 熱中症予防対策
- (6) 安全衛生教育の推進
- (7) 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実
- (8) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進
- (9) 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
- (10) 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進
- (11) 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進
- (12) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進

Ⅲ 重点実施事項

Ⅱに掲げる基本方針のもと、次の事項を重点として、それぞれの実情に応じて労働災害防止計画を定め、自主的な安全衛生管理活動を推進するものとする。

<会員が実施する重点事項>

1 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」及び「建設業労働災害防止規程」の遵守

2 安全衛生管理体制の確立

- (1) 店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立
- (2) 店社及び作業所の年度安全衛生計画の策定と推進
- (3) 店社における作業所の安全指導、支援体制の確立
- (4) 工事計画段階における安全性の確保及び事前審査体制の確立
- (5) 中小規模作業所における統括安全衛生管理体制の徹底
- (6) 作業所において「職長会」を組織する等、事業者の自主的な安全衛生活動を支援する

3 リスクアセスメントの確実な実施

- (1) リスクアセスメントに基づいて事業場内の体制の整備と、施工計画書（作業計画書・作業手順書を含む）作成時におけるリスクアセスメントの確実な実施
- (2) リスクアセスメントに必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報の入手と、その結果を作業計画・作業手順、安全工程打合せへの反映と実施状況の確認
- (3) 作業所で使用される有機溶剤等の化学物質に対する、必要な情報（SDS等）の入手とリスクアセスメントの実施
- (4) リスクアセスメントを実施する能力を有する労働者の養成
- (5) リスク低減措置を実施するための安全衛生経費の確保

4 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入と実施

- (1) 建設企業の安全衛生管理を経営管理の中に組織的かつ計画的に取り組みため、コスモスガイドラインに基づくシステムの導入と実施
- (2) 現状の安全衛生管理活動をコスモスのシステムに取り込み、経営トップ等と労働者が一体となったシステムの実施と定着
- (3) 労働者に対してコスモスガイドラインに基づくシステムの教育を行うと共に、システム構築担当者、システム監査者に対して、その職務に対応した専門の知識・能力の付与
- (4) コスモスガイドラインに基づくシステムの適切な実施、システムによる安全衛生管理の充実等を図るために、「コスモス認定」の取得と更新

5 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の実施

- (1) 三大災害絶滅のための共通対策
 - ① 作業計画時等におけるリスクアセスメントの確実な実施
 - ② リスクアセスメントの実施結果により、危険な作業の廃止や変更及びより安全な作業方法への変更
 - ③ より安全な機材の使用
 - ④ 安全点検の確実な実施

- ⑤ 作業手順の確立と遵守
 - ⑥ 表示等による注意喚起（危険の見える化等の推進）
 - ⑦ 作業に即した安全衛生教育の充実
 - ⑧ 危険予知活動のマンネリ化の防止
 - ⑨ 安全衛生保護具の着用と正しい使用
- (2) **墜落・転落災害防止対策**
建設業における死亡災害、休業4日以上の死傷災害で最も大きな割合を占める墜落・転落による労働災害の防止に向け、第8次計画中の8月1日から9月10日までの期間を「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」と定め、墜落・転落災害の減少に向けて重点的に取り組むと共に、墜落・転落の可能性のある全ての場所において以下の重点対策を実施する。
- ① 各種足場では「手すり先行工法に関するガイドライン」を考慮した対策の実施
 - ② 低層住宅工事等では「足場先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
 - ③ 高所作業時における墜落抑止用器具の構造は、原則としてフルハーネス型を使用
- (3) **建設機械・クレーン等による災害防止対策**
- ① 各建設機械の種類ごとの安全対策の充実
 - ② センサー機能による危険感知システムや転倒時等における運転者の防護装置（ROPS）等の採用等、建設機械・クレーン等の本質安全化の推進
 - ③ 周辺作業員への危険体験教育等（運転席での死角の確認等）の実施
 - ④ 運転席でのシートベルトの完全着用
- (4) **斜面崩壊災害防止対策**
- ① 小規模掘削工事での「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
 - ② 斜面の掘削工事での「斜面掘削工事における土砂崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」に基づく対策の実施
- (5) **交通労働災害防止対策**
- ① 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
 - ② 事業所と現場の車両移動時及び作業終了後の運転者の休養等、疲労軽減への配慮や交通危険マップ等による危険情報の共有
 - ③ 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等の計画的な実施
- (6) **石綿障害予防対策の徹底**
- ① 建築物の解体工事において、解体物の石綿使用の有無に対する事前調査の確実な実施
 - ② 調査結果に基づき石綿使用が確認された場合の、「労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づいた対策の確実な実施
 - ③ 石綿等を取り扱う作業における、石綿作業主任者の選任とその直接指揮
 - ④ 石綿等の含有レベルに適合した電動ファン付呼吸用保護具や保護衣等の使用
 - ⑤ 周辺住民への石綿ばく露防止のため、適切な作業方法の遵守
 - ⑥ 上記等の対策について発注者にも理解を求め、必要な安全衛生経費としての計上
- (7) **熱中症予防対策の徹底**
- ① 作業者に対して、行政通達に基づく「熱中症予防のための労働衛生教育」の実施
 - ② 予防対策、緊急時の措置、予防のための用品等の取り扱い方法の徹底
 - ③ 夏季の作業時における空調服・クールベストの導入等の実施
 - ④ 屋外作業において、直射日光を遮ることのできる日よけ等の設置及び涼しい休憩場所や体を冷やすことのできる設備の設置
 - ⑤ JIS規格に適合したWBGT値測定器による測定結果に基づく、適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業員の疲労回復を図ると共に、十分な水分・塩分の補給ができるよう冷水やスポーツドリンク等の飲料水の常備
 - ⑥ 直近の健康診断の結果から作業員の日常の健康状態を把握すると共に、作業中は、作業員の健康状態に異常がないか確認のための巡視の徹底

6 工事別労働災害防止対策の実施

7 安全衛生教育の徹底

- (1) 労働者に対するリスクアセスメント教育の確実な実施
- (2) 職長・安全衛生責任者や作業主任者等に対する能力向上教育の推進
- (3) 「雇い入れ時教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」の確実な実施と充実
- (4) 各支部が実施する技能講習や特別教育、建設従事者教育等を積極的に受講し、施工時の技能と安全衛生意識を兼ね備えた人材の育成

8 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底

- (1) 長時間にわたる過重労働を排除するため、時間外労働・休日労働の削減、週休二日制の導入、年次有給休暇の取得促進
- (2) 長時間労働による疲労が認められる従事者に対しての、産業医等の医師による面接指導の徹底
- (3) 職場におけるメンタルヘルス相談体制の整備、及び担当者の配置や専門機関の有効な活用
- (4) 法定の各種健康診断を確実な実施、及びその結果に基づいた就業上の措置の徹底
- (5) 建設工事現場に特化したメンタルヘルス対策である「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等を活用したメンタルヘルス対策及び職場環境改善の取組みの実施

9 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

10 職業性疾病の予防対策の徹底

- (1) 腰痛予防対策の徹底
- (2) 酸素欠乏症及び硫化水素中毒等の予防対策の徹底
- (3) 一酸化炭素による中毒の予防対策の徹底
- (4) 各種化学物質に対する「化学物質のリスクアセスメント」の実施とリスク低減措置の徹底
- (5) 振動・騒音障害の予防対策の徹底
- (6) アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業に係る粉じん障害防止対策の徹底
- (7) 「ずい道等建設労働者健康管理システム」に対し、ずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理情報や有害業務従事歴等の登録

11 快適な職場環境の形成

12 安全衛生大会等、集合形式による安全衛生活動の実施

<協会が実施する重点事項>

1 労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展開

- (1) 「建設業労働災害防止規程」の周知徹底
- (2) 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」と「建設業労働災害防止対策実施事項」の周知と各種運動の積極的な展開
- (3) 労働安全衛生関係情報・資料等の提供

2 リスクアセスメントの普及・定着

3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の普及

- (1) コスモスの導入・定着の推進
- (2) コスモス認定の推進

4 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

- (1) 墜落・転落災害防止対策
- (2) 建設機械・クレーン等災害防止対策
- (3) 斜面崩壊防止対策
- (4) 交通労働災害防止対策
- (5) 石綿障害予防対策
- (6) 熱中症予防対策

5 安全衛生教育の推進

- ① 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」の推進
- ② その他各種安全衛生教育及び能力向上教育の実施

6 安全衛生調査研究活動の推進

7 安全衛生管理活動に対する指導・支援の推進

- (1) 安全・衛生管理士による技術指導・支援活動の推進
- (2) 安全指導者による指導、支援活動の推進
- (3) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進

8 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進

- ① 労働者の健康保持増進対策の促進
- ② 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックに基づく職場環境改善対策の促進
- ③ 過重労働による健康障害予防対策の促進

9 ずい道等建設労働者健康管理システムの構築・運用による健康確保の推進

10 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進

11 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進

12 国際交流活動の推進

13 関係機関等との連携の強化

◆「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」実施◆

「第8次計画」期間中の、「墜落・転落災害による死亡者数を、「第7次計画」期間中の平均発生件数に対して、15%以上減少させる」計画目標の実現に向け、「第8次計画」の重点事項として、フルハーネス型の安全帯^{*}の普及、あらゆる場所からの墜落・転落災害の未然防止と各作業所での墜落・転落災害ゼロを目指し、「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を実施する。

実施期間は平成30年8月1日から9月10日の間とし、以降、「第8次計画」期間中の同時期に実施する。

※労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案（仮称／平成31年2月1日施行予定）により、「安全帯」は「墜落抑止用器具」に変更予定ですが、本実施事項では以下「安全帯」とします。